

税務相談室

貸倒引当金

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

医療法人の診療に係る未収金のうち、国、地方公共団体のように回収が確実である場合や、また理事長に対する貸付金等のような金銭債権等についても、貸倒引当金の設定の対象となりますか。

回答

回収が確実な貸金でも貸倒引当金の対象となる。

貸倒引当金は、診療未収金や貸付金などの債権の貸倒れにより生ずる損失に備えるための引当金ですが、税法は、一定の額を限度に損金に算入することを認めています。法人税では、確定申告書に計算明細の記載があることを条件に、青色、白色申告の別なく認められます。

貸倒引当金の設定対象となる金銭債権等は、医薬未収金、貸付金、固定資産売却代未収入金、利息収入の未収入金等ですが、これは実際に貸倒れの危険がない場合であっても含まれるわけです。

したがって、ご質問の場合のように、金銭債権等の相手が、国、地方公共団体、支払基金、法人の理事長であっても、すべて貸倒引当金の対象となる期末貸金に該当します。しかし、そうはいつでも、保証金、敷金、手付金、前渡金、前払給料等の債権については、金銭債権等には該当しないこととされています。

また、個別評価金銭債権と一括評価金銭債権とに区分してそれぞれ繰入限度額を計算するとともに、個別評価金銭債権については、さらに債務者ごとに繰入限度額を計算します。

なお、次の各事業年度については、平成23年12月改正前の規定により計算した個別貸倒引当金繰入限度額または一括貸倒引当金繰入限度額に次の割合を乗じた金額を繰入限度額とする経過措置との選択適用が認められています。

次の期間に開始する事業年度	平24. 4. 1 ～ 平25. 3. 31	平25. 4. 1 ～ 平26. 3. 31	平26. 4. 1 ～ 平27. 3. 31
割合	3 / 4	2 / 4	1 / 4

(1)個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額
事業年度終了時の金銭債権について回収不能見込額が個別評価貸倒引当金の繰入限度額となります。

(2)一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額
一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算は、期末の一括評価金銭債権の帳簿価額に過去3年間の貸倒損失発生額に基づく実績繰入率を乗じて行います。

実績繰入率は次のとおりです。

$$\frac{\text{過去3年間の平均貸倒額}}{\text{過去3年間の貸金の平均帳簿価額}} = \text{実績繰入率}$$

ア 一括評価金銭債権の範囲

貸倒引当金の設定の対象となる一括評価金銭債権とは、売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権で、個別評価の対象となった金銭債権を除いたものをいいます。

イ 中小法人等の特例

1 特例対象法人

1)普通法人のうち、資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下であるものまたは資本金もしくは出資を有しないもの

2)公益法人等または協同組合等

3)人格のない社団等

2 法定繰入率との選択適用

中小法人または公益法人等もしくは協同組合等については、一括評価金銭債権の実績繰入率に代えて、次の法定繰入率の適用が認められています。

$$\text{繰入限度額} = (\text{期末一括評価金銭債権の帳簿価額}$$

$$- \text{実質的に債権とみられない金額}) \times \text{法定繰入率}$$

法定繰入率は、5種の業態に区分されていて、医薬は「その他」に該当し、繰入率は6 / 1000となります。

貸倒引当金の繰入限度額の計算は、次の①と②のそれぞれの繰入限度額に達するまでの金額を損金算入額とすることとされています。

①個別評価する債権

②一括評価する債権